

**浜松市三ヶ日B & G海洋センター
指定管理者募集要項**

浜松市北区まちづくり推進課

令和4年6月

浜松市三ヶ日B&G海洋センター 指定管理者募集要項・目次

1	浜松市三ヶ日B&G海洋センターの概要	2
2	指定管理者が行う業務の範囲	3
3	指定管理期間	3
4	指定管理料	3
5	利用料金の規定	3
6	事業所税の有無	5
7	利用者減免の手続	5
8	指定管理料の上限額	5
9	応募資格	5
10	提出書類	6
11	指定管理者の募集及び選定方法	7
12	指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）	8
13	募集要項の配布	8
14	募集要項に関する照会、質問事項の受付	8
15	応募者説明会及び施設見学会、ヒアリング・プレゼンテーションについて	9
16	提出書類の提出	9
17	費用の負担	9
18	障がい者の雇用促進・就労支援について	9
19	選定基準	9
20	実績の反映について	10
21	選考結果のおしらせ	11
22	提出書類の取扱いと情報の公開について	11
23	指定管理者の指定について	12
24	その他	12
※別紙	指定管理者選定基準	13

[添付書類]

浜松市三ヶ日B&G海洋センター指定管理者仕様書

浜松市三ヶ日B&G海洋センター指定申請関係書類

浜松市三ヶ日B&G海洋センター指定管理者公募に関する参考資料

浜松市三ヶ日B&G海洋センター指定管理者募集要項（案）

1 浜松市三ヶ日B&G海洋センターの概要

- (1) 名称 浜松市三ヶ日B&G海洋センター
- (2) 所在地 浜松市北区三ヶ日町都筑3116番地の24
- (3) 施設概要等

開設年月	平成5年6月
敷地面積	6,799.15㎡
施設内容	延べ床面積：2,707.51㎡ 体育館：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・一部2階建て 新耐震基準 アリーナ（861㎡）、会議室（58㎡） トレーニングルーム（430㎡）、事務室（39㎡） ※令和3年度 吊り天井撤去・落下防止対策工事、屋根防水改修、外 壁改修、アリーナ照明LED化 プール：鉄骨造（上屋付プール） 温水プール（25m×6コース、水深1.1～1.3m） 幼児プール（10m×7m（変形）、水深0.45m） ロッカー（男子110人、女子110人、計220人分） 水飲み、自動シャワー、トイレ
駐車場	50台 体育館北側、体育館東側、プール南側
その他	敷地内の外構及び植栽

※令和7年12月から令和8年1月までの2ヶ月間、プール塗装修繕工事を予定しています。その間、プールは利用不可となります（アリーナ・トレーニングルームは利用できます）。

(4) 施設の設置目的

浜松市三ヶ日B&G海洋センターは、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から、浜松市（旧三ヶ日町）へ無償譲渡契約に基づき譲渡を受け、市民の健康増進と青少年の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

浜松市三ヶ日B&G海洋センターの管理運営にあたっては、浜松市B&G海洋センター条例、条例施行規則及び関係法令並びに関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行うものとします。

(5) 開館時間

プール 午前9時から午後9時まで（日曜日にあっては、午後5時まで）

体育館 午前9時から午後9時30分まで

※開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

(6) 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

※休館日は、市との協議により変更（減少）が可能です。

※休館日の詳細は、浜松市B&G海洋センター条例をご覧ください。

(7) 年間利用者数、主な利用者

年間利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プール	45,510人	34,273人	38,741人
体育館棟小計	29,568人	19,050人	14,363人
体育館（アリーナ）	19,726人	13,893人	7,359人
体育館（トレーニングルーム）	6,402人	4,053人	5,447人
会議室（研修室）	3,440人	1,104人	1,557人
合計	75,078人	55,323人	53,104人

主な利用者：浜松市北区を中心とした浜松市民、近隣市町（湖西市・豊橋市）

(8) 法令等の規定 地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市B&G海洋センター条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

(9) 現在の指定管理者に関すること

管理者名：三幸株式会社

指定期間：平成30年4月1日 から 令和5年3月31日 まで （5年間）

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 浜松市三ヶ日B&G海洋センターの運営及び維持管理に関すること
 - (2) 浜松市B&G海洋センター条例第4条の2第2項に規定される事業の実施に関すること
 - (3) 施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること
- ※浜松市との協議により、施設のPRや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3 指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理料

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払い、四半期ごとの後払いとなります。指定管理者は四半期の末日から10日以内に市へ請求書を送付し、市は、請求書を受領した日から30日以内に支払います。

利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

5 利用料金の規定（以下の上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です）

※利用料金の詳細は、浜松市B&G海洋センター条例をご覧ください。

※浜松市B&G海洋センター条例抜粋

(1) プール

ア 一般利用

利用区分			利用時間区分			
			午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
個人	大人	1人1回につき	6月1日から9月30日まで	円 220	円 220	円 220
			10月1日から翌年の5月31日まで	320	320	320
	小中高生		6月1日から9月30日まで	110	110	110
			10月1日から翌年の5月31日まで	160	160	160
	70歳以上		6月1日から9月30日まで	110	110	110
			10月1日から翌年の5月31日まで	160	160	160
団体	有料の利用者20人以上1人1回につき		個人に係る所定の利用料金の7割に相当する額			

備考

- 3部制で総入替制とする。
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 専用利用

利用区分	利用時間区分		
	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
1コースにつき	1,040円	1,040円	1,040円

備考

- 専用利用とは、成年の引率者1人以上を含む20人以上の団体が利用する場合をいう。
- 3部制で総入替制とする。

(2) 体育館

利用区分		利用時間区分	
		午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
アリーナ（競技場）	全面	円 360	円 180
	半面	180	90
トレーニングルーム		170	80
会議室（研修室）		100	50

備考

- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。

- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

6 事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7 利用料金減免の手続

浜松市B&G海洋センター条例第9条に基づき、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができます。

なお、利用料金の減免に関する詳細は、浜松市B&G海洋センター条例及び条例施行規則をご覧ください。

8 指定管理料の上限額（管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。）

令和5年度	32,372,000円
令和6年度	32,372,000円
令和7年度	32,054,000円
令和8年度	32,372,000円
令和9年度	32,372,000円
合計	161,542,000円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税（10%）を含みます。

※応募の際は、税率10%の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税の変更有ったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

9 応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと
- (3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは

監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。) となっている法人その他の団体でないこと

- (5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと
- (7) 指針第10条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと
- (8) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと
- (9) 浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと
- (10) 過去3年間に条例第13条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと
- (11) 共同事業体による応募について
共同事業体による応募は可とする
- (12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと
- (13) 浜松市三ヶ日B&G海洋センターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体
- (14) 浜松市三ヶ日B&G海洋センターの管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体

10 提出書類

提出部数：①紙文書（正本1部、副本5部）

②PDFデータ形式（CD-R等、メール不可）

※提出データごとにファイル名をつけてください。

例：（7）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

→（7）設立趣旨

（7）事業内容

※電子データで提出できない書類がある場合はご相談ください。

- (1) 指定申請書「別紙1」
- (2) 宣誓書「別紙2」
- (3) 役員等名簿「別紙3」
- (4) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書

- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (6) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
 - (7) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
 - (8) ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」
 - ②直近2年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
 - ③市税完納証明書（市税完納証明願（指定管理者募集申込申請用））※指定管理者に選定された場合、①及び③は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
 - (9) 「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか
 - ①委任状「別紙4」
 - ②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
 - (10) 浜松市三ヶ日B&G海洋センター指定管理者事業計画書「別紙5」（全期間分）
 - (11) 提案資料
 - (12) 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙6」 ※詳細は22（4）参照
 - (13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
- ※共同事業体の場合、（2）～（9）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

1.1 指定管理者の募集及び選定方法

- (1) 指定管理者の選定方法
 - 指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
- (2) 選定にあたっての審査方法等
 - 指定管理者の選定にあたっての審査は「北区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「北区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。
- (3) 選定結果等の通知
 - 審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。
- (4) 協定の締結
 - 市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。
- (5) 次点交渉権者との交渉
 - 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

1 2 指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和4年6月21日～8月5日	募集要項のホームページ掲載及び配布
6月21日～7月11日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
7月4日（午後）	応募者説明会、施設見学会
7月19日	質問事項に対する回答
7月20日～8月5日	提出書類の申請受付期間
8月中旬～8月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

9月2日（予定）	ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
9月下旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知 仮基本協定の締結
12月	指定管理者の指定（11月市議会議決による）
令和5年1月	基本協定締結
3月	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

1 3 募集要項の配布

募集要項は、令和4年6月21日（火）から8月5日（金）まで配布いたします。

- ・配布場所：浜松市北区まちづくり推進課

〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305番地

電話：053-523-2903

- ・配布時間：午前8時30分～午後5時

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ→創業・産業・ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

1 4 募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和4年6月21日（火）から7月11日（月）までとします。（受付時間 午前8時30分～午後5時）
- ・受付方法：募集要項の内容に伴う質問書「別紙7」に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。
- ・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和4年7月19日（火）予定）

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問は受け付けられません。

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市北区まちづくり推進課 生涯学習グループ 担当者：山下、酒井

〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305番地 FAX：053-523-1217

メールアドレス：n-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

15 応募者説明会及び施設見学会、ヒアリング・プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会及び施設見学会を開催します。

- ・日 時 令和4年7月4日（月） 午後1時30分～ 説明会
説明会終了後 施設見学会
- ・場 所 浜松市北区三ヶ日町都筑3116番地の24
浜松市三ヶ日B&G海洋センター会議室
- ・参加人数 各団体2名以内
- ・持ち物 募集要項等配布書類

※説明会及び施設見学会に参加される場合は、事前に参加申込書「別紙8」へ必要事項を記入の上、6月30日（木）午後5時までに、メールまたはFAXでお申し込みください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング・プレゼンテーションを開催します。

- ・日時 令和4年9月2日（金）（予定）
場所 浜松市北区役所

※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

16 提出書類の提出

指定申請書等、提出書類は、令和4年7月20日（水）から8月5日（金）（受付時間 午前8時30分～午後5時。ただし、土日・祝日は除く）までに浜松市北区まちづくり推進課に提出してください（必着。郵送可）。

17 費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

18 障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

19 選定基準

別紙のとおり

20 実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

(1) プレゼンテーションについて

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行っていただきます。

(2) 事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乘じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点 (事後評価)	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	+ 5.0%
70点～80点未満	優れている	+ 2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	- 2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	- 5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	※小数点第2位 以下切り捨て
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	
加算率	0.0%	+ 2.5%	0.0%	+ 2.5%	+ 5.0%	+ 1.2%	

$$\text{選定時評価点 } 75.4 \text{ 点} \times 1.2\% = \underline{0.9 \text{ 点を加点}}$$

(3) 遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点(4年目の事後評価までの累計点を減点)します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

- ・提案した業務及び自主事業の不実施
- ・労働基準監督署の調査(臨検監督)により是正勧告書が交付された場合
- ・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
- ・当該施設に係る重大な事故又は不祥事があった場合
- ・加入すべき保険の未加入
- ・事業計画書、事業報告書の提出期限超過
- ・事業計画書、事業報告書が指定どおりの内容となっていない

2 1 選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和4年9月末日（予定）までに文書にてお知らせします。

2 2 提出書類の取扱いと情報の公開について

(1) 提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

(2) 指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

① 応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業者の場合は、構成員すべてについて公表します。

② 選定理由

③ 提案の概要

④ 提案金額

⑤ 評価内容

⑥ 評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

(3) 情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとし、なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

(4) 提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（3）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物

- ・ 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙6」
 - ・ 応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したもの）を提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）
- ※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

2.3 指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。(令和4年11月定例会提案予定)

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

2.4 その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先

浜松市北区まちづくり推進課

担当者 山下、酒井

電話 053-523-2903

メールアドレス n-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別紙

浜松市三ヶ日B & G海洋センター指定管理者選定基準

評価項目	配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4. 8点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	
小 計	8	
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点31. 8点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	4	
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	8	
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	
(5) 市民サービスの向上・利用促進（利用満足度）	8	
(6) 自主事業（独創性）	9	
(7) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	
(8) 平等利用（平等性）	3	
小 計	53	
3 指定管理者に関する項目（合格点11. 4点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	9	
小 計	19	
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
(2) 各種認定等の有無	1	
小 計	4	
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点3. 6点以上）		
収支計画の妥当性	6	
小 計	6	
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	
小 計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点		
合 計	100	

〈選定条件〉

- 1 評価項目1、2、3及び5の各小計において、配点の6割以上（合格点）であること。
- 2 前1の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
- 4 6の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。